

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して子育てができる環境の整備を推進するため、岩倉市内に設置される保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の施設整備に要する費用に対し、予算の範囲内において交付する岩倉市保育所等施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。
- (4) 運営要領 安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科発第1279号文部科学省初等中等教育局長・雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。
- (5) 国庫補助金交付要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）をいう。

(補助要件)

第3条 補助を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定

する学校法人

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 保育所緊急整備事業(運営要領別添1の保育所緊急整備事業をいう。以下同じ。)
- (2) 認定こども園整備事業(運営要領別添8の認定こども園整備事業(運営要領別添8の2(2)①の施設を整備するものに限る。)をいう。以下同じ。)
- (3) 小規模保育設置促進事業(運営要領別添9の1の小規模保育設置促進事業をいう。以下同じ。)
- (4) 保育所等改修費等支援事業(国庫補助金交付要綱3(12)の保育所等改修費等支援事業(国庫補助金交付要綱3(12)②に掲げる事業に限る。)をいう。以下同じ。)

(補助対象事業費等)

第5条 補助対象事業費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、岩倉市保育所等施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、岩倉市保育所等施設整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため条件を付けることができる。

(計画変更の承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、また、これに伴い補助金額に変更が生じるときは、岩倉市保育所等施設整備事業費補助金事業変更承認(変更交付)

申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、必要に応じて条件を付し、岩倉市保育所等施設整備事業費補助金事業変更承認（変更交付決定）通知書（様式第4）により補助事業者に通知しなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、岩倉市保育所等施設整備事業費補助金実績報告書（様式第5）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付等）

- 第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩倉市保育所等施設整備事業費補助金確定通知書（様式第6）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに岩倉市保育所等施設整備事業費補助金請求書（様式第7）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条又は第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

- (2) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付について不正の行為があったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業者に対して事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(財産処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(関係書類の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収支状況を明らかにした帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了した日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年

4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

別表（第5条関係）

事業の区分	補助対象経費	補助基本額	補助金額
保育所緊急整備事業	保育所緊急整備事業に要する費用	運営要領第5(1)により算出した額	補助基本額に4分の3を乗じて得た額の範囲内の額
認定こども園整備事業	認定こども園整備事業に要する費用		
小規模保育設置促進事業	小規模保育設置促進事業に要する費用		
保育所等改修費等支援事業	保育所等改修費等支援事業に要する費用	国庫補助金交付要綱4(2)イにより算出した額	

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所
法人名
代表者職・氏名

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金交付申請書

年度において保育所等施設整備事業を下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の区分 事業
- 3 事業の目的及び内容
- 4 着手・完了予定年月日
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書 (別紙 1 - 1)
 - (2) 収支予算書 (別紙 1 - 2)
 - (3) 位置図
 - (4) 建物の配置図、平面図及び立面図
 - (5) その他関係書類
- 6 備考

年度

事業 事業計画書

施設種別 (整備区分)

施設名

設置者名 _____

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費 の実支出 予定額 B 円	寄付金 その他の 収入額 C 円	差引額 (B-C) D 円	算出した基準額				補助基本額 (DとHを比較して 少ない方の額) I 円	備考
					定員 E 人	単価 F 円	基本額 G 円	算定額 合計 H 円		
本 体	本体工事									
	工事事務費									
	特殊附帯工事									
	スペース確保費									
	改修費									
	小計									
加 算	放課後児童クラブ 併設費									
	設計料									
	保育所開設準備費									
	小計									
解体撤去工事費										
仮施設整備工事費										
その他工事費等										
合計										

注 1 「施設種別」「整備区分」「算出した基準額」欄は、運営要領によること。

- 2 定員、整備面積、予定工期、工事の設計書、仕様書及び契約書の写しなど、事業計画の内容を確認できる資料を添付すること。

施設名

1 収入

(単位:円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市保育所等施設整備事業費補助金		
計		

2 支出

(単位:円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
補助対象経費		
小 計		
対象外経費		
小 計		
合 計		

- 備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった岩倉市保育所等施設整備事業費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 事業の区分

(施設名)

2 交付決定額

金

円

3 交付の条件

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所
法人名
代表者職・氏名

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金事業変更承認（変更交付）申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた岩倉市保育所等施設整備事業の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の区分

(施設名)

2 変更の内容

区分	変更前	変更後
補助対象事業費		
補助金額		
工期		
その他		

3 変更の理由

4 添付書類

様式第4（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金事業変更承認（変更交付決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった岩倉市保育所等施設整備事業に係る変更について、下記のとおり変更承認（変更交付決定）したので通知します。

記

1 事業の区分

（施設名 ）

2 変更承認（変更交付決定）の内容

- | | | |
|-----------------|---|---|
| (1) 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 金 | 円 |
| (3) 差引交付決定額 | 金 | 円 |
| (4) 補助対象事業費・工期等 | | |

3 変更承認（変更交付決定）の条件

様式第5（第10条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者職・氏名

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岩倉市保育所等施設整備事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の区分

(施設名)

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙2-1）
- (2) 収支決算書（別紙2-2）
- (3) 竣工図（平面図、立面図）及び竣工写真
- (4) 契約書の写し
- (5) 工事請負契約等に係る領収書の写し
- (6) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証
- (7) その他関係書類

4 備考

年度

事業 事業実績報告書

施設種別 (整備区分)

施設名

設置者名

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費 の実支出額 B 円	寄付金 その他の 収入額 C 円	差引額 (B-C) D 円	算出した基準額				補助基本額 (DとHを比較して 少ない方の額) I 円	備考
					定員 E 人	単価 F 円	基本額 G 円	算定額 合計 H 円		
本 体	本体工事									
	工事事務費									
	特殊附帯工事									
	スペース確保費									
	改修費									
	小計									
加 算	放課後児童クラブ 併設費									
	設計料									
	保育所開設準備費									
	小計									
解体撤去工事費										
仮施設整備工事費										
その他工事費等										
合計										

注 1 「施設種別」「整備区分」「算出した基準額」欄は、運営要領によること。

2 定員、整備面積、工期、工事の設計書及び仕様書など、事業実績の内容を確認できる資料を添付すること。

年度

事業 収支決算書

施設名

1 収入

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市保育所等施設 整備事業費補助金		
計		

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
補助 対象 経 費		
小 計		
対象 外 経 費		
小 計		
合 計		

- 備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第6（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した岩倉市保育所等施設整備事業費補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 事業の区分

(施設名)

2 補助金の確定額

金

円

様式第7（第11条関係）

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金請求書

金 円

岩倉市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により上記金額を請求します。

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者職・氏名

補助金の振込先

金融機関名		
支店名		
預金種別		
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	漢字	